

魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）
第5回 次第

日 時：令和2年7月3日（金） 午後6時30分から
会 場：板橋区立志村第四中学校3階ランチルーム

- 1 会長挨拶
- 2 新委員等紹介
（資料1）
- 3 会の名称変更、構成、会則（資料2）、協議会の運営について **（確認事項）**
（資料3）
- 4 前回協議会までの振り返り、方向性の再確認 **（確認事項）**
（資料4）
- 5 今後のスケジュール及び意見書のたたき台 **（協議事項）**
【協議1】協議会の今後のスケジュールについて（資料5）
【協議2】意見書のたたき台について（資料6）
 - ① 志村小学校と志村第四中学校の施設整備について
 - ② 学校整備において配慮すべき事項
 - ③ 今後検討会を設置し協議していくもの※ 本日は、たたき台をもとに意見出しを行います。
- 6 施設見学について **（確認事項）**
- 7 アンケートの実施について **（確認事項）**
（資料7）

《次回以降のお知らせ》

視察のご案内

視察先：杉並区立高円寺学園

視察日：令和2年7月27日（月）午後

※詳細は改めてご案内いたします。

【第6回協議会】

日時：令和2年8月26日（水）

時間：18時30分から

場所：志村第四中学校

3階ランチルーム

魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）委員

区立志村小学校関係		
1	PTA	橋本 大吾 志村小学校PTA会長 志村小学校CS委員
2		村口 千絵 志村小学校PTA役員前相談役
3		佐藤 まりも 志村小学校PTA役員相談役
4	地域関係者	福田 隆男 志村町会会長
5		井上 一哉 志村城山町会会長 志村小学校CS委員 ☆協議会会長
6		橋本 加代子 志村五桜町会副会長
7		福田 好見 志村親和町会会長
8	学校関係者	長谷川 孝一 志村銀座商店街振興組合代表理事 志村小学校CS委員
9		朝倉 利彦 志村小学校元PTA会長 志村小学校CS委員
10		石川 明彦 城山幼稚園園長 志村小学校CS委員
11	学校長	平岡 そえみ 志村小学校校長

区立志村第四中学校関係		
1	PTA	横川 隆之 志村第四中学校PTA会長 志村第四中学校CS委員
2		池端 裕子 志村第四中学校PTA副会長
3		大野 亜紀子 志村第四中学校PTA会計
4	地域関係者	山口 正春 サンシティ管理組合理事長
5		高橋 友人 蓮根南町会会長
6		藤村 行一 前野町五丁目町会環境衛生部長
7	学校関係者	和田 夏彦 志村第四中学校元PTA会長 志村第四中学校CS委員
8		渡辺 美香 志村第四中学校元PTA会長 志村第四中学校CS委員
9		山本 照子 志村第四中学校クローバー会会長 志村第四中学校CS委員
10	学校長	北村 康子 志村第四中学校校長

板橋区教育委員会事務局

藤田 浩二郎	教育委員会事務局次長
--------	------------

○事務局
教育委員会事務局各課

○事務局取りまとめ（問合・連絡先）
教育委員会事務局新しい学校づくり課学校配置調整第一グループ
電話 3579-2624 FAX 3579-4214
メール ky-tekiseil@city.itabashi.tokyo.jp

魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）会則

令和元年 11 月 18 日

魅力ある学校づくり協議会（志村小）決定

令和 2 年 7 月 日

魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）改正

1 設置目的

区立志村小学校が改築時期を迎えていることに伴い、学校教育環境の充実に向けて施設整備手法の協議を行うため、「魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）」（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議事項等

協議会は、次に掲げる事項を協議し、取りまとめた意見を意見書として板橋区教育委員会あてに提出する。

- (1) いたばし魅力ある学校づくりプランに関する事項
- (2) 志村小学校と志村第四中学校の施設整備手法と児童・生徒の教育環境の充実に関する事項
- (3) 志村小学校と志村第四中学校との小中一貫型の学校に関すること
- (4) その他協議会会長が協議する必要があると判断した事項

3 組織

協議会委員は次に掲げる地域・学校に関連する団体等の代表者を中心に構成する。

- (1) 学校所在地の地域センター管轄区域内の地域関係者
- (2) 通学区域内の地域関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 保護者（PTA）
- (5) 学校長
- (6) 教育委員会事務局次長
- (7) 前各項に掲げる者のほか協議会が必要と認める者

4 委員の任期

- (1) 委員の任期は、協議会設置の日から意見書を教育委員会に提出するまでとする。
- (2) 委員の任期を変更する場合は、協議会の議決をもって決定する。
- (3) 協議会委員が地域・学校に関連する団体等に属さなくなったときは委員の任期を終了し、新たな委員を推薦等により選出する。ただし、再任を妨げない。

5 会長・副会長

- (1) 協議会に会長を置く。
- (2) 会長は、委員の互選により選出する。
- (3) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (4) 協議会に副会長を置くことができる。
- (5) 副会長は委員のうちから会長が指名する。
- (6) 副会長は、会長を補佐する。
- (7) 会長に事故あるときは、副会長は会長の職務を代理する。なお、副会長がいない場合は、互選により職務代理者を選出する。

6 会議

- (1) 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、委員の代理として出席する者については出席委員として取り扱う。
- (3) 協議会は、必要があると認めるときは、小委員会を設置することができる。
- (4) 協議会の運営に関し必要な事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。
- (5) 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。
- (6) 会議は公開する。ただし、協議会が決定したときは、非公開とすることができる。

7 傍聴

会議の傍聴に関しては、東京都板橋区教育委員会傍聴人規則を準用する。

8 その他

- (1) 協議会の事務局は、教育委員会事務局各課とする。なお、協議会の庶務は、教育委員会事務局新しい学校づくり課及び学校配置調整担当課において処理する。
- (2) 協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

○東京都板橋区教育委員会傍聴人規則

昭和 27 年 11 月 1 日東京都板橋区教育委員会規則第 8 号

改正

平成 10 年 2 月 16 日教育委員会規則第 2 号

平成 14 年 2 月 1 日教育委員会規則第 2 号

平成 27 年 3 月 23 日東京都板橋区教育委員会規則第 2 号

東京都板橋区教育委員会傍聴人規則

第 1 条 板橋区教育委員会の議事を傍聴しようとする者は、事務局から傍聴券の交付を受けて、これに自己の住所氏名を記入し係員に提示してその指示する席に着くものとする。

2 傍聴券は退場の際係員に返さなければならない。

一部改正〔平成 10 年教委規則 2 号〕

第 2 条 傍聴人多数でその席に入る事が出来ない場合は、ことわることもある。

第 3 条 下記各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器の類を携帯した者
- (2) 酩酊した者
- (3) 異様の服装をした者

一部改正〔平成 14 年教委規則 2 号〕

第 4 条 傍聴人は如何なる事由があつても議場に入ることができない。

第 5 条 傍聴人は下記事項を守らなければならない。

- (1) 傘、杖（教育長の許可を得たものを除く。）の類を携帯してはならない。
- (2) 飲食又は喫煙してはならない。
- (3) 議場における発言に対し批評を加え、又は可否を表してはならない。
- (4) 騒ぎたて、議事を妨害してはならない。
- (5) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし教育長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (6) 携帯電話、ポケットベル及びパソコン等の情報通信機器の電源を切らなければならない。

一部改正〔平成 14 年教委規則 2 号・27 年 2 号〕

第 6 条 傍聴人がこの規則に違背したときは、教育長はこれに退場を命ずることができる。

一部改正〔平成 27 年教委規則 2 号〕

第 7 条 教育長が傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは傍聴人は速かに退場しなければならない。

一部改正〔平成 27 年教委規則 2 号〕

付 則

この規則は、公布の日からこれを施行する。

付 則（平成 10 年 2 月 16 日教育委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 14 年 2 月 1 日教育委員会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 23 日東京都板橋区教育委員会規則第 2 号）

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この規則による改正後の東京都板橋区教育委員会傍聴人規則第 5 条から第 7 条までの規定は適用せず、改正前の東京都板橋区教育委員会傍聴人規則第 5 条から第 7 条までの規定は、なおその効力を有する。

魅力ある学校づくり協議会会則 新旧対照表

新	旧
<p>魅力ある学校づくり協議会（志村小・<u>志村四中</u>）会則</p> <p>令和元年 11 月 18 日 魅力ある学校づくり協議会（志村小）決定 令和 2 年 月 日 魅力ある学校づくり協議会（志村小・<u>志村四中</u>）改正</p> <p>1 設置目的 区立志村小学校が改築時期を迎えていることに伴い、学校教育環境の充実に向けて施設整備手法の協議を行うため、「魅力ある学校づくり協議会（志村小・<u>志村四中</u>）」（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 協議事項等 協議会は、次に掲げる事項を協議し、取りまとめた意見を意見書として板橋区教育委員会あてに提出する。 (1) いたばし魅力ある学校づくりプランに関する事項 (2) 志村小学校と志村第四中学校の施設整備手法と児童・生徒の教育環境の充実に関する事項 (3) 志村小学校と志村第四中学校との小中一貫型の学校に関すること (4) その他協議会会長が協議する必要があると判断した事項</p> <p>3 組織 協議会委員は次に掲げる地域・学校に関連する団体等の代表者を中心に構成する。 (1) 学校所在地の地域センター管轄区域内の地域関係者</p>	<p>魅力ある学校づくり協議会（志村小）会則</p> <p>令和元年 11 月 18 日 魅力ある学校づくり協議会（志村小）決定</p> <p>1 設置目的 区立志村小学校が改築時期を迎えていることに伴い、学校教育環境の充実に向けて施設整備手法の協議を行うため、「魅力ある学校づくり協議会（志村小）」（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 協議事項等 協議会は、次に掲げる事項を協議し、取りまとめた意見を意見書として板橋区教育委員会あてに提出する。 (1) いたばし魅力ある学校づくりプランに関する事項 (2) 志村小学校の施設整備手法と児童の教育環境の充実に関する事項 (3) その他協議会会長が協議する必要があると判断した事項</p> <p>3 組織 協議会委員は次に掲げる地域・学校に関連する団体等の代表者を中心に構成する。 (1) 学校所在地の地域センターの地域関係者</p>

協議会の運営について

1 開催予定

1 月に 1 回程度の割合で開催することとし、必要に応じ調整する。

2 会場

志村小学校、志村第四中学校、または近隣集会施設を原則とする。

3 開催日時

事務局が候補日時を設定し、原則として出席予定人数が最も多い日時とする。

4 協議会の公開等

- (1) 協議会の開催予定は、区ホームページにも掲載する。
- (2) 傍聴人については、住所・氏名を所定の用紙に記入し、指示された席につくこととする。会長が認めた場合、傍聴者は協議会資料を閲覧することができる。ただし、持ち帰ることはできない。
- (3) 事務局が議事録（要旨）を作成する。内容は開催日時、場所、出席委員、協議の要旨、その他とする。委員の発言を記す場合には発言者の氏名は表記しない。
- (4) 保護者、学校・地域関係者へ進捗状況を周知するため、事務局が各回の協議内容をまとめた文書を作成し、ホームページで公開する。なお、志村小学校・志村第四中学校保護者及び必要な関係先へは配付し、志村小学校・志村第四中学校の通学区域町会へは回覧板で周知を行う。
- (5) 教育委員会事務局に寄せられた意見や要望については、協議会の中で報告する。

これまでの協議会の振り返り

●これまでの協議会の要約

第1回協議会（まとめは2、3ページ）

～いたばし魅力ある学校づくりプラン概要～志村小学校の現況を説明～

- ・昭和38年築の志村小学校は改築の時期を迎えている。
- ・近隣校（対象：北前野小学校）との統合は、学校規模が過大になる。
- ・志村小学校は擁壁、動線の制約などにより単独改築は6年かかる。
→学びのエリアでの小中一貫教育推進の視点も取り入れていく

第2回協議会（まとめは4、5ページ）

～小中一貫教育について説明～

第一回協議会で、小中一貫教育推進の視点を取り入れていくとしたことを受け、小中一貫教育の概要、板橋区での取組、志村第四中学校の現況について説明。

第3回協議会（まとめは6ページ）

～志村小学校改築についての協議事項についてワークショップで協議～

ワークショップの手法を用いて、

（1）仮設校舎の設置場所について

- ① 現志村小学校の場所での改築
- ② 他の場所（仮設校舎の設置場所）を探す
- ③ 志村第四中学校との小中一貫教育を視野に入れた改築

（2）意見聴取及び周知方法について

委員からの意見を聴取。

第4回協議会（まとめは7、8ページ）

～第3回協議会で挙げられた意見について協議～

- （1） 現志村小学校の場所での改築 → 安全面に課題 改築に6年かかる
- （2） 他の場所（他の小学校）を探す → 候補地探し困難

協議の結果まとまった方向性

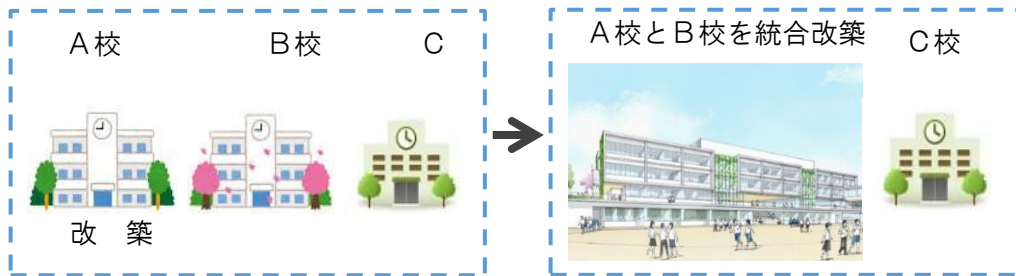
- （3） 志村小学校と志村第四中学校との小中一貫型の学校整備という方向性で課題を整理しながら協議を進めていくこととなった。

●第1回協議会では

～いたばし魅力ある学校づくりプラン概要～志村小学校の現況を説明～

1 「いたばし魅力ある学校づくりプラン」

「いたばし魅力ある学校づくりプラン」では、老朽化した学校施設の改築・改修を行うにあたり、周辺の学校を含めた学校規模・配置の適正化といった視点を連動させて検討を行うことで、将来にわたって持続可能な教育環境の整備をめざしている。



改築期を迎えたA校の計画にあたり、隣接するB校・C校の2校を含め検討
⇒ A校又はB校の校地に改築統合校を設置（通学区域はC校を含め調整）

2 前期計画第2期対象校対応方針

昭和30年代建築で、改築・大規模改修が未実施の学校が対象となる。

志村小学校が対象：昭和38年築

対応の方向性として、将来の人口動態、施設や校地の状況、小中一貫教育など様々な条件を総合的な視点から検討するため、対象となる学校とその周辺の学校で学校グループを編成し対応方針を検討。

3 対象校のグループ編成と編成検討結果

●対象校と周辺の学校でグループ編成した場合

- ・通学区域が隣接する志村第四小学校・志村第二小学校・志村坂下小学校は、増築や大規模改修実施校のため除外
- ・志村小学校と北前野小学校を統合した場合、児童数の将来推計では24学級が見込まれ、学校規模が過大に

●志村小学校単独での改築

校地が狭く、多くを擁壁に囲まれ、仮設校舎の設置場所や工事車両の動線の制約による安全確保に課題がある。工事期間は6年に及ぶという検討結果が

このため、志村小学校について工事手法もしくは学校グループ編成手法等について総合的に検討する必要がある。

4 志村小の施設状況

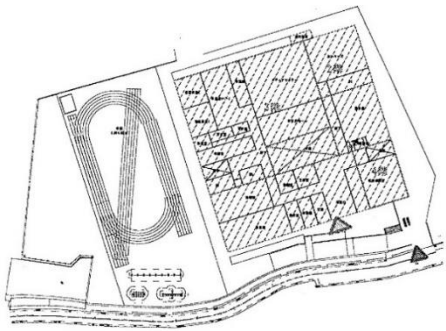
南側の高い擁壁の形状が基準不適合や敷地と接する道路の幅員が狭いなどの課題がある。

現況地盤は安定しているため早急な擁壁対策等の必要性は低いが、改築する場合は、擁壁新設や自主管理歩道を整備しての道路拡幅などをあわせて検討する必要がある。

現志村小学校の校地は、擁壁や主要出入口、敷地面積、日影規制などの敷地特性の要件が多くあるため、施設更新の難易度が非常に高い敷地。

5 改築案の比較

下記の改築案を事務局から説明。

	志村小とは別の場所に仮設校舎を建てて工事する	現志村小のグラウンドに仮設校舎を建てて工事する
配置計画図		
概要	敷地を一旦更地にしたらうえて、校舎を新築する。	現志村小学校の場所に仮設校舎を設置し、児童が工期中も校舎を利用する。
長所	工期を短くすることができる。 (30～40か月)	工期中も校舎を利用できる。
短所	児童は工期中別の場所にある校舎を利用することが条件になる。	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校する児童と、工事車両の動線が重なる。 ・工期が長い(58か月)。 ※安全に配慮すると、工期が更に長期化する見込み
課題	工期中の仮設校舎の場所確保。	工期中の学校運営及び安全確保。

まとめ

志村小学校は、単独で改築を行う際には様々な課題があり、工事手法の検討だけでは限界がある。そのため、学びのエリアでの小中一貫教育推進の視点も取り入れていく

●第2回協議会では

～小中一貫教育について説明～

第1回協議会で、小中一貫教育推進の視点を取り入れていくとしたことを受けて、第2回協議会では、小中一貫教育について説明した。

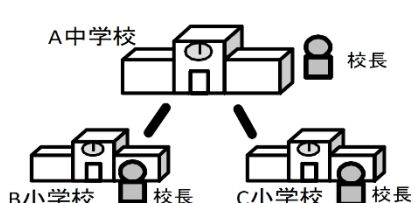
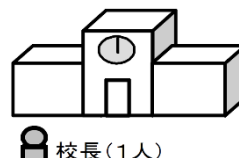



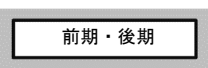


1 小中一貫教育

義務教育の一環を形成する学校として、小学校と中学校が学習指導や生徒指導において協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組む機運が高まり、小中一貫教育の実践が増加している。

(1) 小中一貫教育が求められる背景

- ① 義務教育の目的・目標の創設
- ② 義務教育における教育内容が質・量ともに充実してきたこと
- ③ 子どもたちの発達の早期化
- ④ 中学校へ進学する際、新しい環境への適応ができない、いわゆる「中一ギャップ」の解消
- ⑤ 地域の教育力を積極的に学校に取り入れることへのニーズの高まり

(2) 小中一貫型小学校・中学校と義務教育学校の違い、小中一貫教育校の分類

	小中一貫型小学校・中学校	義務教育学校
設置根拠	文部科学省令（学校教育法施行規則）	法律（学校教育法）
組織・運営	それぞれの学校に校長、教職員組織 	1人の校長、1つの教職員組織 
施設形態	施設一体型  施設隣接型  施設分離型 	施設一体型  施設隣接型  施設分離型 

2 板橋区の小中一貫教育

○板橋区では「学びのエリア」を核とした小中一貫教育を、令和2年度より本格実施。

○小中一貫教育を行うことによるメリット

- ・義務教育期間の9年間で学びを設定することで、より子どもにあった学びができる
- ・教員が小中学校相互に教えに行くことで安心した学校生活を支援できる
- ・不登校になることが一番多い中学一年生についての抵抗や戸惑いが少なくなる
- ・ICTなども活用しながら授業スタイルを整えていく

など説明。

3 志村第四中学校の現況

志村第四中学校の施設や生徒数の動向について説明。

(1) 施設概要

- ・昭和50年築（築後45年）
- ・敷地面積12,359㎡



(2) 生徒数

491名 14学級（令和元年5月1日現在）

(3) 志村第四中学校の生徒数将来推計

既出生児童等に基づく推計では、生徒数は徐々に増え、令和7年には530人、16学級の見通し

(4) 板橋区の人口ビジョン

年少人口（0～14歳）は令和12年をピークに長期的な横ばい基調で緩やかな減少傾向になると予測している。

まとめ

様々な意見を幅広く引き出す意見聴取の方法や周知方法が課題である。

●第3回協議会では

～志村小改築についての協議事項について協議～

第2回協議会で、様々な意見を幅広く引き出す意見聴取の方法・周知方法が課題として挙げられた。これを受けて第3回協議会では、ワークショップの手法を用いて、**協議事項1**「仮設校舎の設置場所について」、**協議事項2**「意見聴取及び周知方法について」、委員から意見を出した。

1 協議事項1「志村小学校の仮設校舎設置場所について」

大きく3つの改築手法について意見を出した。

①現志村小学校の場所での改築

【主な意見】

- 改築に6年かからない方法はないのか
- 工事期間の短縮はできないのか

②他の場所（仮設校舎の設置場所）を探す

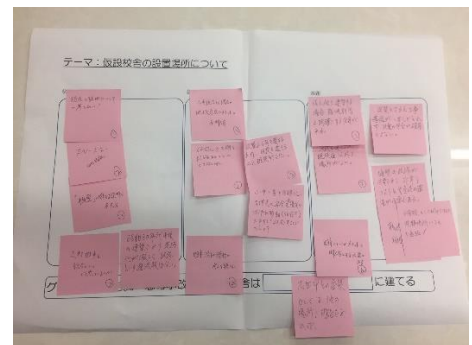
【主な意見】

- 他に代替地はないのか
- スクールバスを使用しての通学は可能か
- 北前野小学校近隣の都営住宅跡地は使えないか

③志村第四中学校との小中一貫教育を視野に入れた改築

【主な意見】

- 志村第四中学校側の意見も聞くべき

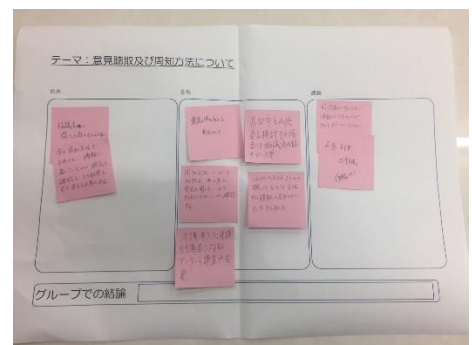


2 協議事項2「意見聴取及び周知方法について」

意見聴取の方法・周知方法について意見を出した。

【主な意見】

- 協議会委員の範囲を拡大すべき
- 説明会等による周知が必要
- アンケートによる意見の聴取をすべき



まとめ

第4回協議会では、志村第四中学校の関係者を呼んで検討を進めることとなった。

●第4回協議会では

～第3回協議会で挙げられた意見について協議～

第3回協議会であげられたワークショップでの意見について事務局より回答し、協議を行った。また、第3回協議会で意見のあった志村第四中学校側の意見も聞くべきとの声を受け、志村第四中学校関係者（PTA会長、コミュニティ・スクール委員、学校長）の方にもご出席いただいた。

1 協議事項1「志村小学校の仮設校舎設置場所について」

(1) 現志村小学校の場所での改築

→工期が長期化する理由について
図面を用いて説明。

委員から「6年では終わらない
のではないか」との意見が出た。

また、児童や工事や給食などの
車両との動線が重複し、安全確保
のため工事車両の往来を制限す
ると、更なる長期化の懸念も

工事期間中のイメージ



(2) 他の場所に仮設校舎を設置し、現志村小学校の校舎を改築

→北前野小学校との統合については、改築当初から大規模校となることや、北前野小学校の校地の規模からみても困難。スクールバスの使用については、近くに校舎として利用できる場所がなく、有ったとしても距離が遠く通学児童への負担になり、あいキッズの対応についても課題が残る。北前野小学校近隣の都営住宅跡地について、東京都に確認したところ、今後の計画が決まっていないうえに、仮に計画がないとしても、土地の管理が売却段階になっていなければ長期間の貸し出しは困難との旨の回答であった。

(3) 志村第四中学校との小中一貫教育を視野に入れた改築

→方向性を決めようとの声があり、志村第四中学校関係者のご意見もいただいた。

- 小中一貫型の学校で、知恵を出し合い課題を解決しながら進めるのが良い。区が令和2年度から小中一貫教育を本格実施すると聞いた。志村第四中学校が新しく変わっていくのを見てみたい。
- 志村小学校が現在の場所になくなるのは寂しいとの意見があったが、他の学校では閉校後に他用途の活用がされているところもある。何らかの形で校舎が残れば、卒業生をはじめ、子どもや地域の印象も変わる。
- 志村第四中学校を卒業している。校舎の形が特徴的で愛着があるが、久しぶりに見た校舎は老朽化していると感じた。新しくなるのも良いと思う。
- 志村第四中学校の校庭に仮設校舎を設置すれば校庭利用が制限されるが、体育や部活動は工夫すれば活動を継続できる。2年前の校庭全面改修では近隣小学校を利用した。複数の部活動では、効率よく活動することで、都大会出場などの結果も出している。

2 協議事項2「意見聴取及び周知方法について」

次回、引き続きアンケートの実施について検討していく。

まとめ

- | | |
|-------|--|
| 協議事項1 | 志村小学校と志村第四中学校との小中一貫型の学校整備という方向性で課題を整理しながら協議を進めていくこととなった。 |
| 協議事項2 | 引き続きアンケートの実施について検討していく。 |

魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）の今後のスケジュール

時期	協議会の活動	周知等の活動 ・アンケート ・説明会	その他
7月	上旬 第5回協議会 本日の次第のとおり		区教育委員会プロジェクトチームによる検討 ※3
	中旬 意見書案の調整 ☞第5回協議会での意見をもとに作成した「意見書案」を郵送します。	☞アンケート配付	
	下旬 施設見学 都内の小中一貫型の学校を見学 ☞施設見学の際に、意見書案への意見を回収します。	☞アンケート回収（7月下旬頃）	
8月	5日 意見書の最終調整 ☞施設見学の際に回収した意見をもとに修正し、意見書案を完成させます。 ☞完成した意見書案を改めて郵送します。	↑ アンケート集計 ↓	
	中旬		
	下旬 第6回協議会 【想定議題】 ● アンケート結果の報告 ● 意見書決定（会長から教育長へ手交） ● 意見書提出後のスケジュール ※意見書提出後、教育委員会、区議会に報告		
9月	（仮称）小中一貫型の学校設置検討会 ※1	説明会 ※2	
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

※1 （仮称）小中一貫型学校設置検討会	原則協議会の構成を引継いだメンバーで、区内初の小中一貫型の学校建設に向けて、意見書に記載の検討項目について検討して行く。
※2 説明会	意見書の内容や検討の経過を、学びのエリアの学校（志村小学校、志村第四中学校、北前野小学校、緑小学校、志村坂下小学校）、志村小の近隣幼稚園・保育園の保護者等に対して説明会を開催して説明する。
※3 区教育委員会プロジェクトチーム	小中一貫型の学校を整備した場合の学校運営や施設整備について、区教育委員会事務局として検討すべき内容についてプロジェクトチームを設置した。まとまった内容は、必要に応じて（仮称）小中一貫型学校設置検討会に報告しながら検討していく。

魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）意見書たたき台

<本日の到達点>

本日の協議会では、意見書の記載項目の妥当性、追加すべき項目、表現を修正すべき項目に加え、記載項目に関する意見出しを行います。

なお、意見をまとめていく作業は、8月5日までに、施設見学の機会などを活用し、調整を行います。

1 志村小学校と志村第四中学校の施設整備についての方向性

【記載内容の説明】

下記の網掛けの内容は、第4回協議会でまとまった方向性を元に記載しています。

(1) 志村小学校の整備手法

志村小学校と志村第四中学校を小中一貫型の学校として整備する

(2) 小中一貫型の学校の開始時期

令和9年4月1日を想定

(3) 場 所

板橋区志村3-15-1 現志村第四中学校

(4) 改築までの大まかな流れ

①志村第四中学校の校庭に仮設校舎を設置

②志村小学校・志村第四中学校はともに新校舎完成まで現在の校地内で運営

③新校舎完成後、施設一体型小中一貫型の学校として新校舎に移転する

(5) 整備に向けて検討が必要な事項

「(仮称)小中一貫型の学校設置検討会」を設置し、検討する

※原則協議会の構成を引き継いだメンバーを想定

2 学校整備において配慮すべき事項

【記載内容の説明】

学校整備において配慮すべき事項の方向性を、協議会で意見を出してまとめ、合意できた内容を意見書に掲載します。

(1) 通学区域に関すること

例：小学校と中学校の通学区域や、児童・生徒の通学距離に配慮すること

(2) 学校名に関すること

例：志村小学校の名前がなくならないよう配慮すること

(3) 跡地活用に関すること

例：地域の活性化や防災機能の向上に資するよう配慮すること

(4) 小中一貫型の学校となることで配慮してほしいこと

(5) 教育的効果を高める整備、現代的な課題に対応する整備を行うこと

(6) 児童・生徒及び保護者への配慮

(7) 学校の伝統や歴史の保存に関すること

(8) 協議会において出された意見に十分配慮すること

3 今後検討会を設置し協議していくもの

【記載内容の説明】

「2 学校整備において配慮すべき事項」に記載の方向性を踏まえ、意見書提出後に「(仮称)小中一貫型の学校設置検討会」で協議していくべき項目を記載します。

(1) 学校名

(2) 校歌・校章

(3) 通学区域変更の有無と変更時期

(4) 通学路の安心・安全対策

(5) 学びのエリア内の他小学校との交流

(6) 記念室の設置、記念誌の作成等

(7) 跡地活用についての要望

(8) その他

志村小学校の施設整備に関するアンケートのお願い

志村小学校の施設整備の検討経過のお知らせ

志村小学校は、昭和38年に建築され改築期を迎えているため、今後の施設整備を下記の「魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）」の皆さまと検討しています。様々な施設整備の課題について検討しながら、第4回協議会では、「志村小と志村四中との小中一貫型の学校として整備することも視野に入れて検討を進めていくこと」と決定しました。

今後、概ね6年程度をかけて（学校の設計などに2～3年程度、その後工事に3年程度）新しい学校を整備していきます。

つきましては、志村小学校の保護者様を対象（質問の一部は、お子さんと一緒に回答してください）に、志村小学校の施設整備に関してお知らせするとともに、アンケート調査を実施いたします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケート調査に是非ご協力くださいますようお願い申し上げます。

●話し合っていたいただいているメンバーはこんな人

協議会委員
○志村小・志村四中関係者
・PTAの代表者（PTA会長等）
・地域関係者（町会長等）
・CS委員※
・学校長
○教育委員会次長

「魅力ある学校づくり協議会（志村小）」として、昨年11月から検討しています。

方向性が決まった第4回協議会では、志村四中のPTAの代表者やCS委員にも参加していただきました。

志村四中の関係者も正式に協議会メンバーに加わっていただき、「魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）」として検討を進めていきます。

※CS委員…コミュニティ・スクール委員で、地域住民や地域コーディネーターなどが委員を務めています。
CS委員会では、学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行っています。



●検討の経過は…

ダイジェストは、この資料の2～3ページをご覧ください。

議事録や協議会ニュースは、板橋区ホームページに掲載してあります。詳しくは、この資料の4ページをご覧ください。

2ページと3ページがこれまでの協議内容の概要の説明になります。アンケートについては、**別紙、水色のアンケート用紙【提出用】**にご回答ください。

- 別紙「アンケート用紙【提出用】」にご記入後、学級担任までご提出ください。
- 提出期限
令和2年〇月〇日（〇）まで

志村小の施設整備に関するこれまでの協議の経過について

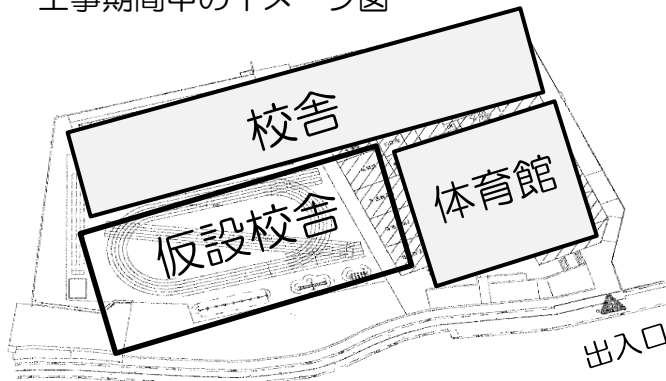
志村小の施設整備手法について、協議会では下記の3つの整備手法を検討しました。

まず、志村小で改築を行うことはできないか、検討しました。



① 志村小で改築工事

工事期間中のイメージ図



- ・道路状況から出入口が1つしかとれない。そのため、**工事車両と児童が同じ出入り口を通ることになる。**
- ・志村小の周辺の道は狭く、その狭い道を工事車両が通ることになる。また、**近隣には幼稚園や児童館がある。**
- ・校地が狭く、段階的に複雑な工程で工事を進める必要があるため、**工事期間が6年間と長期化する。**

志村小での改築工事は、**志村小の児童だけでなく、周辺の子どもたちの安全確保も課題**になります。また、**工事期間が6年間と長期化**し、工事期間中の6年間は、**校庭のない仮設校舎での教育環境**になります。



「歴史のある学校をどうにか今の場所に残せないか」など、他の方法も検討しました。

② 近隣小学校との統合や代替場所に仮設校舎を設置し、志村小を改築工事

○近隣小学校との統合

志村小と通学区域が接している学校の内、増築や大規模改修が済んでいない、北前野小との学級数の検討をしました。

⇒**学校規模が過大になり、校地的にも建設するのは難しい**

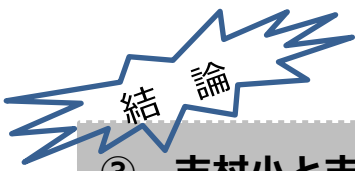
○他の場所（代替場所）に仮設校舎を設置し、志村小を改築工事

⇒**活用可能な広い用地が見つからず、代替場所の確保が困難**

近隣小学校との統合は、学校規模が過大になるため、校地的にも建設することは困難です。また、代替場所の確保が困難なため、仮設校舎を代替場所に設置して、志村小の改築工事を行うこともできません。

志村小の改築には、様々な課題があるため、周辺の学校と連携した整備手法も考える必要がありました。





③ 志村小と志村四中との小中一貫型の学校

小中一貫教育の視点を取り入れる

板橋区では、令和2年度から小中一貫教育を本格実施しています。そのため、小中一貫教育の視点を取り入れた施設整備について検討しました。

同じ学びのエリアの志村四中と小中一貫型の学校として整備した場合…

○小中一貫教育がより実践しやすい

(小学校と中学校が同じ校舎になることで、小中一貫教育がより実践しやすくなります。小中一貫教育については下記の参考もご覧ください。)

○志村小は仮設校舎の時期がない

(志村四中で改築工事を行い、志村小は新校舎完成後に移転するため、仮設校舎の時期がないこととなります。)

○志村四中も老朽化が進む校舎を新校舎にできる

などの利点があります。



これからの教育を考え、志村小と志村四中との小中一貫型の学校として整備することで、志村小の施設整備の課題を解決しながら、子どもたちの教育環境を充実していくという結論に至りました。

【参考】～小中一貫型の学校とは～

義務教育9年間を通して、子どもを育てる教育になります。

例えば…

○小中一貫教育カリキュラムに基づいた授業の実施

○小学校高学年での一部教科担任制

(一部の教科で、中学校と同じように、担任の先生ではない先生が授業を行います)

○小学校と中学校の交流

(児童・生徒の交流や、教職員同士の交流) 等



小中一貫教育を行うことで、小・中学校の接続をより円滑にし、子どもの学力向上へとつなげていきます

○今までの小・中学校教育のイメージ

○小中一貫教育のめざす小中学校のあり方

段差をなだらかに



アンケートについては、別紙アンケート用紙【提出用】に回答し、ご提出ください。

また、小中一貫教育やこれまでの協議内容について詳しく知りたい方は次のページにホームページのご案内がありますので、ご覧ください。

小中一貫教育やこれまでの協議内容についてくわしく知りたい方は…

小中一貫教育の周知ペーパーや協議会議事録、協議会ニュースは、板橋区ホームページに掲載してあります。下記 QR コードからスマートフォンでもご覧いただけます。

●URL

小中一貫教育について

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kyoikuiinkai/houshin/ittukan/1012614.html>

協議会の協議内容

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kyoikuiinkai/houshin/plan/1014924.html>

●QRコード

小中一貫教育周知ペーパー



●QRコード

協議会議事録（要旨）や協議会ニュース



●いつから

令和2年7月

●QRコード

公式ツイッター



●アカウント

Ita_newschool

板橋区魅力ある学校づくり（東京都板橋区 教育委員会事務局）公式 Twitter を始めました！！

●投稿内容

協議会の開催状況と、議事録（要旨）や協議会ニュースの公開開始などを投稿します。

●アクセス方法

QR コードを読み込むか、ツイッターにアクセスし、ツイッター検索にアカウントを入力し、検索してください。

注意

- ・板橋区教育委員会事務局新しい学校づくり課の情報発信専用につき、「Twitter（ツイッター）」を使ったお問い合わせ（フォロー、リプライ、ダイレクトメッセージ等）には対応いたしません。あらかじめご了承ください。
- ・「Twitter（ツイッター）」のサービスは無料で提供されていますが、通信料やパケット料金は利用者負担となります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【問い合わせ先】

（魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）事務局）
板橋区教育委員会事務局新しい学校づくり課
学校配置調整第一グループ
電話 3579-2624

志村小学校の施設整備に関するアンケートのお願い

記入に際してのお願い

- 1 アンケート調査票の記入方法
 - ◆別紙の周知用案内をご覧ください。このアンケート用紙にご記入ください。
 - ◆小学生の保護者様がご回答ください。また、内容によっては、小学生のお子さんと一緒にご回答ください。
 - ◆ご回答は、質問ごとの説明にしたい、選択肢の中からお自身のお考えに最も近い選択肢に○印をつけてください。
 - ◆アンケート用紙には無記名でご回答ください。
 - ◆アンケートは全部で7問で、4ページまであります。
- 2 提出方法
 - ◆このアンケート用紙にご記入後、学級担任にご提出ください。
- 3 提出期限
 - ◆令和2年〇月〇日(〇)まで
- 4 お願い
 - ◆このアンケート用紙は、4ページの左上の通し番号で提出枚数を管理しています。このアンケート用紙をコピーして、複数枚提出するのはご遠慮ください。
(通し番号で個人は特定されません)

●お子さんに関してお答えください●

- Q1 お子さんの学年について教えてください。該当する選択肢に○印をつけてください。(兄弟姉妹がいる場合には複数回答可)

選択肢	学 年
1	1年生
2	2年生
3	3年生
4	4年生
5	5年生
6	6年生

【提出】保護者→担任→副校長

●小中一貫教育に関してお答えください●

Q2 全国的に小中一貫教育の取り組みが広まっており、板橋区では令和2年度から小中一貫教育を本格実施しています。小中一貫教育について、ご存知ですか。該当するものを1つ選び、選択肢に○印をつけてください。

- 1 よく知っている（教育内容についても知っている）
- 2 やや知っている（小中一貫教育という名前は聞いたことはあるが、教育内容については知らない）
- 3 知らない（小中一貫教育自体知らなかった）

【この設問はお子さんと一緒に回答してください】

Q3-1 【お子さん向け質問】

板橋区に、小学校と中学校がいっしょになった、新しい学校ができた場合、通いたいと思いますか。該当するものを1つ選び、選択肢に○印をつけてください。

- 1 ぜひ通いたい
- 2 どちらかといえば通いたい
- 3 どちらかといえば通いたくない
- 4 通いたくない

Q3-2 【保護者向け質問】

板橋区に小中一貫型の学校ができた場合、お子さんを通わせたいと思いますか。該当するものを1つ選び、選択肢に○印をつけてください。また、選択肢の3もしくは4を選んだ方は、Q4でその理由についても教えてください。

- 1 ぜひ通わせたい
- 2 どちらかといえば通わせたい
- 3 どちらかといえば通わせたくない
- 4 通わせたくない

(Q3-2で選択肢3もしくは選択肢4を選んだ方のみお答えください)

Q4 板橋区に小中一貫型の学校ができた場合、「どちらかといえば通わせたくない」もしくは、「通わせたくない」と思った理由は何ですか。下記の記載欄に記入してください。

(例) 私立や国立の小学校・中学校に通わせたいと考えているから
他の区立の中学校に通わせたいと考えているから 等

Q5 小中一貫型の学校で期待することは何ですか。該当する選択肢に○印をつけてください。(複数回答可)

- 1 学力の向上
 - 2 中一ギャップの解消
(中一ギャップとは、小学校から中学校へ進学する際、新しい環境での学習や生活に適應できないこと。)
 - 3 異学年との交流による社会性の向上
 - 4 安心・安全(子どもたちのことを分かってくれている先生たちが9年間見ている)
 - 5 部活動(小学校高学年から部活動に参加するなど)
 - 6 その他 【 】

Q6 志村小と志村四中で小中一貫型の学校になった場合、心配なことは何ですか。該当する選択肢に○印をつけてください。(複数回答可)

- 1 通学距離(志村小が志村四中の場所に移転になることで、遠くなる等)
 - 2 教育内容(勉強についていけなくなるのではないかな等)
 - 3 人間関係(人間関係が固定化する等)
 - 4 校舎・校庭の十分な広さの確保
 - 5 中学校入学時に希望すれば、他の中学校へ入学できるか
 - 6 分からない(小中一貫教育を始めて知ったので、判断できない)
 - 7 その他 【

〇〇〇

●自由記入欄●

Q7 自由記入欄

(ご意見などがありましたら、ご記入ください)

アンケートは以上です。

なお、このアンケート調査の結果は、志村小学校の施設整備の検討をするために使用し、それ以外の目的では使用いたしません。

ご協力いただき、誠にありがとうございます。

【問い合わせ先】

(魅力ある学校づくり協議会(志村小・志村四中)事務局)
板橋区教育委員会事務局新しい学校づくり課
学校配置調整第一グループ
電話3579-2624

志村小学校の施設整備に関するアンケートのお願い

志村小学校の施設整備の検討経過のお知らせ

志村小学校は、昭和38年に建築され改築期を迎えているため、今後の施設整備を下記の「魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）」の皆さまと検討しています。様々な施設整備の課題について検討しながら、第4回協議会では、「**志村小と志村四中との小中一貫型の学校として整備することも視野に入れて検討を進めていくこと**」と決定しました。

今後、**概ね6年程度をかけて**（学校の設計などに2～3年程度、その後工事に3年程度）**新しい学校を整備していきます。**

つきましては、未就学児の保護者様を対象に、志村小学校の施設整備に関してお知らせするとともに、アンケート調査を実施いたします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケート調査に是非ご協力くださいますようお願い申し上げます。

●話し合っていたいただいているメンバーはこんな人

協議会委員
○志村小・志村四中関係者
・PTAの代表者（PTA会長等）
・地域関係者（町会長等）
・CS委員※
・学校長
○教育委員会次長

「魅力ある学校づくり協議会（志村小）」として、昨年11月から検討しています。

方向性が決まった第4回協議会では、志村四中のPTAの代表者やCS委員にも参加していただきました。

志村四中の関係者も正式に協議会メンバーに加わっていただき、「魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）」として検討を進めていきます。

※CS委員…コミュニティ・スクール委員で、地域住民や地域コーディネーターなどが委員を務めています。

CS委員会では、学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行っています。



●検討の経過は…

ダイジェストは、この資料の2～3ページをご覧ください。

議事録や協議会ニュースは、板橋区ホームページに掲載してあります。詳しくは、この資料の4ページをご覧ください。

2ページと3ページがこれまでの協議内容の概要の説明になります。アンケートについては、**別紙、水色のアンケート用紙【提出用】**にご回答ください。

● 別紙「アンケート用紙【提出用】」にご記入後、クラス担任までご提出ください。

● 提出期限

令和2年〇月〇日（〇）まで

志村小の施設整備に関するこれまでの協議の経過について

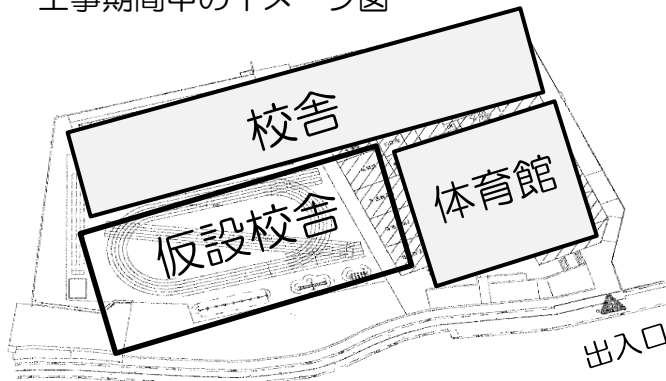
志村小の施設整備手法について、協議会では下記の3つの整備手法を検討しました。

まず、志村小で改築を行うことはできないか、検討しました。



① 志村小で改築工事

工事期間中のイメージ図



- ・道路状況から出入口が1つしかとれない。そのため、**工事車両と児童が同じ出入り口を通ることになる。**
- ・志村小の周辺の道は狭く、その狭い道を工事車両が通ることになる。また、**近隣には幼稚園や児童館がある。**
- ・校地が狭く、段階的に複雑な工程で工事を進める必要があるため、**工事期間が6年間と長期化する。**

志村小での改築工事は、**志村小の児童だけでなく、周辺の子どもたちの安全確保も課題**になります。また、**工事期間が6年間と長期化**し、工事期間中の6年間は、**校庭のない仮設校舎での教育環境**になります。



「歴史のある学校をどうにか今の場所に残せないか」など、他の方法も検討しました。

② 近隣小学校との統合や代替場所に仮設校舎を設置し、志村小を改築工事

○近隣小学校との統合

志村小と通学区域が接している学校の内、増築や大規模改修が済んでいない、北前野小との学級数の検討をしました。

⇒**学校規模が過大になり、校地的にも建設するのは難しい**

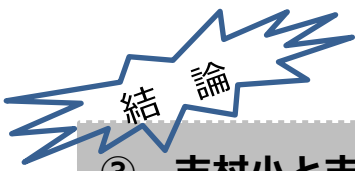
○他の場所（代替場所）に仮設校舎を設置し、志村小を改築工事

⇒**活用可能な広い用地が見つからず、代替場所の確保が困難**

近隣小学校との統合は、学校規模が過大になるため、校地的にも建設することは困難です。また、代替場所の確保が困難なため、仮設校舎を代替場所に設置して、志村小の改築工事を行うこともできません。

志村小の改築には、様々な課題があるため、周辺の学校と連携した整備手法も考える必要がありました。





③ 志村小と志村四中との小中一貫型の学校

小中一貫教育の視点を取り入れる

板橋区では、令和2年度から小中一貫教育を本格実施しています。そのため、小中一貫教育の視点を取り入れた施設整備について検討しました。

同じ学びのエリアの志村四中と小中一貫型の学校として整備した場合…

○小中一貫教育がより実践しやすい

(小学校と中学校が同じ校舎になることで、小中一貫教育がより実践しやすくなります。小中一貫教育については下記の参考もご覧ください。)

○志村小は仮設校舎の時期がない

(志村四中で改築工事を行い、志村小は新校舎完成後に移転するため、仮設校舎の時期がないこととなります。)

○志村四中も老朽化が進む校舎を新校舎にできる

などの利点があります。



これからの教育を考え、志村小と志村四中との小中一貫型の学校として整備することで、志村小の施設整備の課題を解決しながら、子どもたちの教育環境を充実していくという結論に至りました。

【参考】～小中一貫型の学校とは～

義務教育9年間を通して、子どもを育てる教育になります。

例えば…

○小中一貫教育カリキュラムに基づいた授業の実施

○小学校高学年での一部教科担任制

(一部の教科で、中学校と同じように、担任の先生ではない先生が授業を行います)

○小学校と中学校の交流

(児童・生徒の交流や、教職員同士の交流) 等



小中一貫教育を行うことで、小・中学校の接続をより円滑にし、子どもの学力向上へとつなげていきます

○今までの小・中学校教育のイメージ

○小中一貫教育のめざす小中学校のあり方

段差をなだらかに



アンケートについては、別紙アンケート用紙【提出用】に回答し、ご提出ください。

また、小中一貫教育やこれまでの協議内容について詳しく知りたい方は次のページにホームページのご案内がありますので、ご覧ください。

小中一貫教育やこれまでの協議内容についてくわしく知りたい方は…

小中一貫教育の周知ペーパーや協議会議事録、協議会ニュースは、板橋区ホームページに掲載してあります。下記 QR コードからスマートフォンでもご覧いただけます。

●URL

小中一貫教育について

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kyoikuiinkai/houshin/ittukan/1012614.html>

協議会の協議内容

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kyoikuiinkai/houshin/plan/1014924.html>

●QRコード

小中一貫教育周知ペーパー



●QRコード

協議会議事録（要旨）や協議会ニュース



●いつから

令和2年7月

●QRコード

公式ツイッター



●アカウント

Ita_newschool

板橋区魅力ある学校づくり（東京都板橋区 教育委員会事務局）公式 Twitter を始めました！！

●投稿内容

協議会の開催状況と、議事録（要旨）や協議会ニュースの公開開始などを投稿します。

●アクセス方法

QR コードを読み込むか、ツイッターにアクセスし、ツイッター検索にアカウントを入力し、検索してください。

注意

- ・板橋区教育委員会事務局新しい学校づくり課の情報発信専用につき、「Twitter（ツイッター）」を使ったお問い合わせ（フォロー、リプライ、ダイレクトメッセージ等）には対応いたしません。あらかじめご了承ください。
- ・「Twitter（ツイッター）」のサービスは無料で提供されていますが、通信料やパケット料金は利用者負担となります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【問い合わせ先】

（魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）事務局）
板橋区教育委員会事務局新しい学校づくり課
学校配置調整第一グループ
電話 3579-2624

志村小学校の施設整備に関するアンケートのお願い

記入に際してのお願い

- 1 アンケート調査票の記入方法
 - ◆別紙の周知用案内をご覧ください、このアンケート用紙にご記入ください。
 - ◆未就学児の保護者様にご回答ください。
 - ◆ご回答は、質問ごとの説明にしたがい、選択肢の中からご自身のお考えに最も近い選択肢に○印をつけてください。
 - ◆アンケート用紙には無記名でご回答ください。
 - ◆アンケートは全部で8問で、4ページまであります。
- 2 提出方法
 - ◆このアンケート用紙にご記入後、クラス担任にご提出ください。
- 3 提出期限
 - ◆令和2年〇月〇日（〇）まで
- 4 お願い
 - ◆このアンケート用紙は、4ページ左上の通し番号で提出枚数を管理しています。このアンケート用紙をコピーして、複数枚提出するのはご遠慮ください。
(通し番号で個人は特定されません)

●お子さんに関してお答えください●

- Q1 お子さんの年齢はいくつですか？該当する選択肢に○印をつけてください。
(兄弟姉妹がいる場合には複数回答可)

選択肢	未就学児の年齢
1	0歳 (2020年4月2日 ~2021年4月1日生まれ)
2	1歳 (2019年 〃 ~2020年 〃)
3	2歳 (2018年 〃 ~2019年 〃)
4	3歳 (2017年 〃 ~2018年 〃)
5	4歳 (2016年 〃 ~2017年 〃)
6	5歳 (2015年 〃 ~2016年 〃)
7	6歳 (2014年 〃 ~2015年 〃)

Q2 お子さんの入学予定の小学校はどちらですか。該当するものを1つ選び、選択肢に○印をつけてください。

- | |
|--|
| 1 志村小 2 志村坂下小 3 北前野小 4 緑小 5 前野小 6 志二小
7 その他 |
|--|

●小中一貫教育に関してお答えください●

Q3 全国的に小中一貫教育の取り組みが広まっており、板橋区では令和2年度から小中一貫教育を本格実施しています。小中一貫教育について、ご存知ですか。該当するものを1つ選び、選択肢に○印をつけてください。

- | |
|---|
| 1 よく知っている（教育内容についても知っている）
2 やや知っている（小中一貫教育という名前は聞いたことはあるが、教育内容については知らない）
3 知らない（小中一貫教育自体知らなかった） |
|---|

Q4 板橋区に小中一貫型の学校ができた場合、お子さんを通わせたいと思いますか。該当するものを1つ選び、選択肢に○印をつけてください。
また、選択肢の3もしくは4を選んだ方は、Q5でその理由についても教えてください。

- | |
|--|
| 1 ぜひ通わせたい
2 どちらかといえば通わせたい
3 どちらかといえば通わせたくない
4 通わせたくない |
|--|

選択肢1と2を選んだ方はQ6へ、
選択肢3と4を選んだ方はQ5へ進んでください。

(Q4で選択肢3もしくは選択肢4を選んだ方のみお答えください)

Q5 板橋区に小中一貫型の学校ができた場合、「どちらかといえば通わせたくない」もしくは、「通わせたくない」と思った理由は何ですか。下記の記載欄に記入してください。

(例) 私立や国立の小学校・中学校に通わせたいと考えているから
他の区立の中学校に通わせたいと考えているから 等

Q6 小中一貫型の学校で期待することは何ですか。該当する選択肢に○印をつけてください。(複数回答可)

- 1 学力の向上
 - 2 中一ギャップの解消
(中一ギャップとは、小学校から中学校へ進学する際、新しい環境での学習や生活に適應できないこと。)
 - 3 異学年との交流による社会性の向上
 - 4 安心・安全(子どもたちのことを分かってくれている先生たちが9年間見ている)
 - 5 部活動(小学校高学年から部活動に参加するなど)
 - 6 その他 【 】

Q7 志村小と志村四中で小中一貫型の学校になった場合、心配なことは何ですか。該当する選択肢に○印をつけてください。(複数回答可)

- 1 通学距離(志村小が志村四中の場所に移転になることで、遠くなる等)
 - 2 教育内容(勉強についていけなくなるのではないか等)
 - 3 人間関係(人間関係が固定化する等)
 - 4 校舎・校庭の十分な広さの確保
 - 5 志村小以外の小学校から志村四中に入学すること
 - 6 中学校入学時に希望すれば、他の中学校へ入学できるか
 - 7 分からない(小中一貫教育を始めて知ったので、判断できない)
 - 8 その他 【 】

●自由記入欄●

Q8 自由記入欄

(ご意見などがありましたら、ご記入ください)

アンケートは以上です。

なお、このアンケート調査の結果は、志村小学校の施設整備の検討をするために使用し、それ以外の目的では使用いたしません。

ご協力いただき、誠にありがとうございます。

【問い合わせ先】

(魅力ある学校づくり協議会(志村小・志村四中)事務局)
板橋区教育委員会事務局新しい学校づくり課
学校配置調整第一グループ
電話3579-2624